

山形県立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、山形県立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、山形県立図書館（以下「図書館」という。）で配架する雑誌のカバー等を広告媒体として活用することにより、民間事業者等の情報発信の場を提供するとともに、図書館資料購入のための財源を確保し、もって県民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌のカバー等を広告媒体として活用する者（以下「雑誌スポンサー」という。）は購入代金を負担し、図書館は購入代金が負担された雑誌（以下「提供雑誌」という。）を雑誌コーナーに配架する。

- 2 図書館は提供雑誌の最新号カバー表面に雑誌スポンサー名を掲出し、裏面には雑誌スポンサーの広告を掲出することができる。
- 3 雑誌スポンサーは、図書館と協議のうえ、提供雑誌を選定する。
- 4 提供雑誌の受入れは図書館が行い、提供雑誌は図書館の所有とする。

(雑誌スポンサー及び広告の対象)

第4条 雑誌スポンサーが、「山形県広告掲載要綱」第3条第2項に該当する場合は、対象としない。広告の掲出中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- 2 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、「山形県広告掲載要綱」第3条第1項、第3項及び「山形県広報媒体広告掲載基準」第4条に該当するものは、対象としない。

(雑誌スポンサーの責務)

第5条 雑誌スポンサーは、掲出した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告の規格・表示方法)

第6条 提供雑誌への広告の規格・表示方法については、別表第1のとおりとする。

- 2 最新の提供雑誌が閲覧中でも、雑誌スポンサー名がわかるように雑誌架に表示する。
- 3 裏面の広告は、最新号に収まる大きさとする。
- 4 広告の内容は、随時変更することができる。
- 5 雑誌の配架位置は、図書館が決定する。

(広告掲出期間)

第7条 広告の掲出期間は、原則として図書館が掲出を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。

(雑誌スポンサーの募集)

第8条 広告の掲出を希望する者は、山形県立図書館長（以下「館長」という。）が別に定める雑誌のリストの中から広告掲出の対象とする雑誌を選定し、「雑誌スポンサー申込書（様式第1号）」により館長に申込みを行うものとする。

(雑誌スポンサー及び広告の内容審査)

第9条 申込みを行った雑誌スポンサーは、掲載しようとする広告内容について、あらかじめ図書館と協議し、審査を受けなければならない。

- 2 図書館は、雑誌スポンサーを選定するとともに、広告ごとに具体的な広告内容を審査する。
- 3 図書館は雑誌スポンサーに対して、広告内容の修正・削除を依頼することができるものとし、雑誌スポンサーは、正当な理由がない場合は、図書館が依頼する広告内容の修正・削除等に応じなければならない。

(雑誌スポンサー審査会)

第10条 前条の審査を行うため、山形県立図書館雑誌スポンサー審査会（以下「審査会」という）を設置することとし、その事務局を企画課に置く。

- 2 審査会の委員長は館長を、委員は副館長、主幹、専門員、そのほか館長が必要と認める職にある者をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副館長がその職務を代理する。

(会 議)

第11条 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決すところによる。
- 4 委員長が必要と認めた時は、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

(広告掲出の決定)

第12条 館長は、第8条による申込みがあったときは、第9条第2項により審査を行い、審査結果を申込者に対して、「山形県立図書館雑誌スポンサー広告掲出・不掲出決定通知書（様式第2号）」により通知するものとする。

(契 約)

第13条 前条の規定により通知を受け取った者は、速やかに「覚書（様式第3号）」により契約を締結しなければならない。

(提供雑誌代金の支払い方法)

第14条 提供雑誌代金の支払いは、図書館が指定する納入業者に直接支払うものとする。

- 2 支払いは一括精算払いとする。
- 3 振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とする。
- 4 提供雑誌が休刊・廃刊等となった場合は、図書館と協議のうえ、別の雑誌に広告を振り替えることができるものとする。

(雑誌スポンサーの解約)

第15条 雑誌スポンサーが解約を申し出る場合は、期間満了の3か月前までに、図書館に申し出るものとする。解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年2月8日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。